国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年７月１８日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、パナソニックマーケティングジャパン株式会社及びパナソニック環境エンジニアリング株式会社が建設業法の規定に違反し、建設業許可部局（関東地方整備局長及び近畿地方整備局長）から監督処分を受けたため、指名停止２か月の措置を行いました。
（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第２第１３号に該当）

パナソニックマーケティングジャパン株式会社及びパナソニック環境エンジニアリング株式会社は、建設業法第２６条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第２８条第１項第２号に該当すると認められるとして、令和７年１月３１日、パナソニックマーケティングジャパン株式会社は関東地方整備局長から、また、パナソニック環境エンジニアリング株式会社は近畿地方整備局長から２２日間の営業停止処分を受けたため、指名停止措置を行うものです。

記

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区城見２丁目１番６１号
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町３－２８－３３

２．指名停止措置期間：令和７年７月１８日～令和７年９月１７日（２か月）

３．指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

４．参考

〇指名停止措置要領別表第２第１３号

措　置　要　件	期　　間
（建設業法違反行為） １３　当局が所管する区域内において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　　電話（代表）011-709-2311
事業振興部　工事管理課　工事契約管理官　中本　敦浩（内線 5490）
事業振興部　工事管理課　課　長　補　佐　鈴木　千成（内線 5482）
事業振興部　工事管理課　上 席 専 門 官　水野　史朗（内線 5499）
北海道開発局ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/